

地方独立行政法人東京都立病院機構 第1期中期計画の概要について

第1 都民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 行政的医療や高度・専門的医療等の安定的かつ継続的な提供

(1) 行政的医療の安定的かつ継続的な提供

- ア 法令等に基づき対応が求められる医療
- イ 社会的要請から特に対策を講じなければならない医療
 - (ア) 一般医療機関での対応が困難な医療
 - (イ) 都民ニーズが高く高度な医療水準とそれを支える総合診療基盤により対応する医療
- ウ 新たな医療課題に対して先導的に取り組む必要がある医療

(2) 各医療の提供

各病院等の医療機能に応じ、他の医療機関等との適切な役割分担と連携のもと次の医療を提供

ア がん医療	<ul style="list-style-type: none"> ・難治性がんや合併症を伴うがん患者等に高度で専門的ながん医療を提供 ・AYA世代がん患者に適切な医療等を提供
イ 精神疾患医療	<ul style="list-style-type: none"> ・精神科救急医療、精神科身体合併症医療など専門性の高い精神疾患医療を提供 ・こころとからだを総合した児童・思春期精神科医療を提供
ウ 救急医療	<ul style="list-style-type: none"> ・東京ERの運営など総合的な救急医療を提供 ・脳血管疾患や心疾患、重度外傷等の様々な救急患者の受入れを推進
エ 災害医療	<ul style="list-style-type: none"> ・都の方針を踏まえ、災害拠点病院等に求められる役割に応じた災害医療を提供 ・関係機関等との合同訓練等を通じて地域の災害対応力を向上
オ 島しょ医療	<ul style="list-style-type: none"> ・島しょ地域の救急患者等を受け入れる体制を整備し、島しょ医療を提供 ・島しょ地域の医療を支える人材を育成
カ 周産期医療	<ul style="list-style-type: none"> ・ハイリスク妊産婦や新生児等に対して高度で専門的な周産期医療を提供 ・未受診妊婦など社会的リスクを抱えた妊産婦に適切な医療等を提供
キ 小児医療	<ul style="list-style-type: none"> ・希少疾患等に対し先進的かつ専門性の高い小児医療を提供 ・医療的ケア児の在宅療養への円滑な移行を支援
ク 感染症医療	<ul style="list-style-type: none"> ・都が行う感染症対策を踏まえながら、各病院の感染症医療提供体制を整備 ・有事の際に即戦力となる看護師等を育成し法人全体の感染症対応力を強化 ・看護師の派遣による指導等により、地域の感染症対応力の強化に貢献
ケ 難病医療	<ul style="list-style-type: none"> ・脳・神経系難病、免疫系難病等に対して高度で専門的な難病医療を提供 ・早期の診断から進行期の診療・ケア、療養支援に至る一貫した医療を提供
コ 障害者医療	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の合併症医療や障害者歯科医療等を提供 ・地域の医療機関等への技術支援等を通じて、在宅療養への移行を支援
サ 総合診療の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・総合診療科を充実し、入院患者の様々な症候に対応 ・大学や地域の医療機関とも連携しながら総合診療医を確保・育成
シ その他の行政的医療等の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・難治性のアレルギー疾患等の質の高い行政的医療を提供 ・新たな医療課題や地域の医療課題に対応

2 災害や公衆衛生上の緊急事態への率先した対応

・人的・物的資源を最大限活用し、各病院等が機動的に対応していくとともに、都の方針の下、都や関係機関と連携し率先して対応

(1) 災害医療における緊急事態への対応

- ・都の方針の下、都や地域の医療機関等と連携しながら、重症者等を受入れ
- ・災害の状況に応じた診療体制の見直し等により、効率的・効果的な患者受入体制を整備
- ・都外における大規模災害発生時にも、都の要請の下、東京DMAT等を派遣

(2) 感染症医療における緊急事態への対応

- ・都の方針の下、都や関係機関と連携しながら、法人全体で感染症患者を受入れ
- ・専門人材の集約や診療体制の再編などにより、専用病床を拡充し効率的・効果的な医療提供体制を整備
- ・クラスターが発生した施設等に職員を派遣して感染拡大防止のための支援を実施

3 地域医療の充実への貢献

(1) 地域包括ケアシステム構築に向けた取組

- ・地域の医療機関等との連携を強化し、地域包括ケアシステムの構築を支援
- ・地域の医療機関との機能分担と連携を一層推進し、紹介率、返送・逆紹介率を向上
- ・患者・地域サポートセンターの機能の充実を図り、医療機関等との連携を強化
- ・ICTを活用して診療情報の共有を推進し、地域の医療機関・介護事業者等を支援
- ・地域の医療機関等に対する技術協力等により、地域医療を支える人材の育成を支援

(2) 健康増進及び疾病予防に向けた普及啓発

- ・疾患等に関する情報を発信し、都民の健康増進やフレイル予防等の普及啓発を推進

4 安全で安心できる質の高い医療の提供

(1) 患者中心の医療の推進

- ・仕事を休まずに治療や検査を受けられる機会を拡大するなど治療と生活の両立を支援
- ・患者・地域サポートセンターの相談支援機能を充実し、円滑な入院・転退院を支援
- ・患者が住み慣れた地域で安心して適切な医療が受けられるよう支援
- ・多様な広報媒体を活用するなど都民に分かりやすい発信力のある広報活動を推進

(2) 質の高い医療の提供

- ・QI（クオリティ・インディケーター）等を活用し、医療の質を向上
- ・インシデント・アクシデント・レポートの活用・分析等により医療安全管理体制を確保

5 診療データの活用及び臨床研究・治験の推進

- ・治験や先進医療等を推進し、医療の質の向上・発展に貢献
- ・診療データの集積・活用に向けた検討を行い、医療の質の向上を推進

地方独立行政法人東京都立病院機構 第1期中期計画の概要について

第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 効率的・効果的な法人運営体制の構築

- ・人事や予算の弾力的な運用等により、効率的・効果的な病院運営を推進
- ・病院長への適切な権限の設定等により、患者ニーズ等に機動的に対応

2 人材の確保・育成

- ・職員の能力を最大限発揮できる人事・給与制度の構築等により人材を機動的に確保・育成
- ・病院経営に関する知識を有する事務職員を確保・育成
- ・意欲的に業務改善に取り組む組織風土を醸成

3 効率的・効果的な業務運営

(1) 働きやすい勤務環境の整備

- ・専門的知識等を評価する仕組みなど職員が意欲を持てる人事・給与制度を構築
- ・多様な勤務時間や勤務形態の設定など、職員が働きやすい環境を整備
- ・タスクシフティングの推進など働き方改革を推進

(2) 弾力的な予算執行

- ・予算科目や年度間で弾力的に運用できる会計制度を構築
- ・機動的な設備投資や柔軟な人員の確保等により、医療課題等に迅速に対応

第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

1 財務内容の改善

(1) 収入の確保

- ・診療報酬改定に柔軟・迅速に対応し、医療の質を高める施設基準を取得
- ・病病連携等の推進により、紹介、返送・逆紹介を推進

(2) 適切な支出の徹底

- ・DPCデータの分析等により職員のコスト意識を向上
- ・スケールメリットを生かした調達を推進

第4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1 予算（令和4年7月～令和8年度）

- ・収入計 1, 178, 812百万円、支出計 1, 212, 473百万円

2 収支計画（令和4年7月～令和8年度）

- ・総利益 165百万円

3 資金計画（令和4年7月～令和8年度）

- ・次期中期目標の期間への繰越金 69, 271百万円

第5 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

- ・240億円

2 想定される短期借入金の発生理由

- ・運営費負担金の受入遅延による資金不足等への対応

第6 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

- ・なし

第7 前記の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

- ・なし

第8 剰余金の使途

- ・施設の整備、医療機器の購入及び人材育成の充実など医療の質の向上等に充当

第9 料金に関する事項

- ・現在の東京都立病院条例に規定する使用料及び手数料の内容と同一

第10 その他業務運営に関する重要事項

1 病院運営におけるDXの推進

- ・AIの活用等による医療の質の向上、ICTの活用による診療情報の共有、システム化による業務効率化などにより、QOS（クオリティ・オブ・サービス）を向上
- ・都と連携し、病院運営におけるDXの推進に向けた計画を策定

2 施設・設備の整備

- ・広尾病院、多摩メディカル・キャンパスの各施設整備計画に則り整備を推進
- ・多摩北部医療センターの改築に向け検討

3 適正な業務運営の確立

(1) 情報セキュリティ・個人情報保護の徹底

- ・東京都個人情報保護に関する条例等に基づき、組織的な個人情報保護対策を実施

(2) コンプライアンスの推進

- ・内部統制の仕組みを構築し、適正な業務運営を推進

4 外部からの意見聴取

- ・有識者会議、運営協議会等を設置し、外部からの助言・提言等を得ながら法人を運営